

# 地域医療連携室業務委託契約書（案）

沖縄県立中部病院長 天願 俊穂（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、沖縄県立中部病院の地域医療連携室業務に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

## （総 則）

第1条 乙は、地域医療連携室業務（以下「業務」という。）を別に定める仕様書に基づき行うものとする。

2 乙は、前項の業務を誠実に履行し、甲は乙の業務履行に必要な協力を行うものとする。

## （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和7年10月1日から令和9年9月30日までとする。

## （委託金額）

第3条 この契約に基づく委託金額は、  
円（うち取引に係る消費税額及び  
地方消費税額は、  
円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、委託金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、当該月の業務完了後に前項の委託金額の24分の1の範囲内で翌月に甲に請求し、甲は、乙の適性かつ正当な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。なお、端数については、最終月にその月の金額と合わせて請求するものとする。

## （消費税率の改定）

第4条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

## （契約保証金）

第5条 病院事業局財務規則第133条に基づき、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上を納める。ただし、病院事業局財務規則第133条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除される。

## （現場従事者及び現場責任者）

第6条 乙は、次の事項について甲を代理して乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任するものとする。

- (1) 乙の従業員の指揮監督及び業務処理
- (2) 本契約業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 甲は本契約業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は乙の選任した責任者

に対して行うものとする。

- 3 乙は現場責任者の氏名を、書面をもって甲に通知しなければならない。また、これを変更した場合も同様とする。
- 4 現場責任者は、現場従事者を兼ねることを妨げない。
- 5 乙は、現場従事者及び責任者に業務の遂行に必要な十分な技能を修得させ、業務の遂行に万全を期するとともに風紀、衛生及び規律の維持に責任を負い、健康管理に努めなければならない。
- 6 乙は、現場従事者及び責任者に業務の特殊性に鑑み、流行性感染症（インフルエンザ、麻疹等）に対する抗体を保持する責任を持つものでなければならない。
- 7 乙の従業員の服装は基本的に乙の判断に委ねるものとする。ただし、業務遂行に際しては、甲の方針及び業務内容に照らし、その場に相応し清潔かつ常識的な服装を着用するものとする。
- 8 甲は、円滑適正な業務遂行上、不相当と認める現場従事者及び責任者がいる場合、乙に改善を求めることができるものとし、乙は、この場合速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

（一括再委託等の禁止）

- 第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。
  - 3 乙は、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
  - 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
  - 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
  - 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（業務遂行の計画、実施及び報告）

- 第8条 乙は、この契約に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施しなければならない。
- 2 乙は、実施結果に関する記録を甲に報告し、業務の完遂を確認し合うものとする。
  - 3 報告は、毎月の業務完了後に行うものとし、勤務者の出退勤状況、入職者及び退職者のリストを含むものとする。
  - 4 報告様式及び内容は、甲乙協議して定めるものとする。

（業務の調査等）

- 第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(改善命令)

第10条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

(業務不履行時の措置)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により、委託業務の全部または一部が履行されなかった場合、甲は当該不履行部分に相当する金額を、第3条第1項に定める委託金額から差し引くことができるものとする。

(法令上の責任)

第12条 乙は、この業務遂行にあたる従業員に対し雇用者及び使用者として労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(機器等の提供及び光熱水費等の負担並びに善管注意義務)

第13条 甲は、乙が業務の遂行に必要とする施設、端末機その他備品及び資料（以下「機器等」という。）を無償で乙に使用させるものとする。

2 乙が使用する電話料及び光熱水費等は、業務の処理上甲が必要と認める場合に限りにおいて、甲の負担とする。

3 乙は、甲の提供する機器等について、毀損、盗難、漏洩、滅失その他事故がおきないように常に善良なる管理者としての注意を払って使用しなければならない。

4 前項の事故が発生したとき、又はそのおそれがある場合、乙は直ちに甲に報告し必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第14条 乙及び乙の従業員は、この業務の遂行にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約終了後も有効に存続する。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(事故発生時の対応手順)

第16条 沖縄県立中部病院内において、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に報告するとともに、事故報告書を甲に提出するものとする。

2 事故報告書は、事故発生の日から起算して10日以内に提出するものとする。

(損害賠償の責任)

第17条 乙は、この業務履行中、乙及び乙の従業員の責に帰すべき事由により甲若しくは第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(反社会的勢力に係る解除)

第18条 甲は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、

何らの催告をすることなく、本契約を解除することが出来るものとする。但し、故意又は過失によらずして次の各号のいずれかに該当すると認められる場合で、その事実が判明した後、直ちに当該関係を解消したときはこの限りでないものとする。

(1) 乙又は乙の役員若しくは実質的に経営に支配的な影響力を有する者（以下「役員等」という。）が反社会的勢力である場合。

(2) 乙又は乙の役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは役務の提供等をしている場合又は、反社会的勢力と何らかの取引その他の関係を有している場合。

2 甲は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告をすることなく、本契約を解除することが出来るものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為。

(4) その他前各号に準ずる行為。

3 前2項の規定により本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないものとする。

（社会紛争及び天災）

第19条 労働争議等の社会紛争、若しくは地震、洪水、火災等の事由により、乙の業務履行が不可能又は困難となった場合、甲が被る損害について、乙はその責を負わないものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第20条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

（契約の解除等）

第21条 甲は、乙が各号に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

(2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。

(3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

(4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。

(5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。

(6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。

2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して3か月前に通知しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

(予算の減額による契約の解除)

第 22 条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(訴訟)

第 23 条 乙に所属する職員が甲を相手取り訴訟を起こす原告となった場合、あるいは係争中のものは甲に配置をしないこと。

(事務の引継ぎ)

第 24 条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、事務の引継を受けなければならない。

2 本契約が終了したとき、又は解除された場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して事務を引き継がなければならない。

(協議)

第 25 条 この契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里 2 8 1 番地  
沖縄県立中部病院  
院長 天願 俊穂 印

乙

印